

## 第3回

# 新町の事務所の位置等検討小委員会

## 会 議 資 料

平成16年2月5日(木)

美方町・村岡町・香住町合併協議会

### 第3回新町の事務所の位置等検討小委員会会議次第

と き：平成16年2月5日(木)

ところ：村岡町民センター

1 開 会

2 委員長挨拶

3 会議録署名委員の指名

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

4 議 題

協議事項

協議第3号(継続)庁舎機能のあり方について

5 その他

今後の小委員会開催日程について

平成16年2月16日(月)午後6時～ 美方町総合センター

6 閉 会

新町の事務所の位置等検討小委員会名簿

| 区 分 |               |           | 氏 名     |
|-----|---------------|-----------|---------|
| 1   | 規約第8条第1項第1号委員 | 美方町長職務代理者 | 上 田 節 郎 |
| 2   | 規約第8条第1項第1号委員 | 村岡町長      | 岩 槻 健   |
| 3   | 規約第8条第1項第1号委員 | 香住町長      | 藤 原 久 嗣 |
| 4   | 規約第8条第1項第2号委員 | 美方町議会議長   | 吉 田 範 明 |
| 5   | 規約第8条第1項第2号委員 | 美方町議会議員   | 本 城 繁 信 |
| 6   | 規約第8条第1項第2号委員 | 村岡町議会議長   | 谷 淵 栄 一 |
| 7   | 規約第8条第1項第2号委員 | 村岡町議会議員   | 板 坂 公 二 |
| 8   | 規約第8条第1項第2号委員 | 香住町議会議長   | 上 田 孝   |
| 9   | 規約第8条第1項第2号委員 | 香住町議会議員   | 橘 秀 夫   |
| 10  | 規約第8条第1項第3号委員 | 美方町学識経験者  | 中 村 治 泰 |
| 11  | 規約第8条第1項第3号委員 | 美方町学識経験者  | 朝 倉 富 征 |
| 12  | 規約第8条第1項第3号委員 | 村岡町学識経験者  | 三 好 忠 男 |
| 13  | 規約第8条第1項第3号委員 | 村岡町学識経験者  | 井 上 源 一 |
| 14  | 規約第8条第1項第3号委員 | 香住町学識経験者  | 柴 崎 一 秀 |
| 15  | 規約第8条第1項第3号委員 | 香住町学識経験者  | 中 村 暁   |

協議第3号

庁舎機能のあり方について（継続）

## 第2回 新町の事務所の位置等検討小委員会意見まとめ

|   | 庁舎機能（組織）  | 権限   |
|---|---|--|
| 1 | 住民サービスを低下させないためにも、現地解決型が最良である。職員数や庁舎の規模については、町の面積などを総合的に勘案し決定すべきである。  |  |
| 2 | 3町それぞれ特色もあり、面積も広大である。現地解決型を堅持しながら、ある程度機能の役割が果たせるような分庁とか論議していきたい。<br>いろいろ意見はあるが、現地解決型は必要。本庁とあとの2町は現地解決型、これは理念としては正しい面があるが、将来を見据えた場合、本庁、分庁方式を検討する必要がある。<br>本庁方式なのか、分庁方式なのか、現地解決型なのか、本庁以外は現地解決型の支所になるのか、次回、そこらあたりも検討したい。 |  |
| 3 | 行政機能のあり方は積み上げ方式が良いと思う。基本的に現地解決型はどこにも必要なわけであり、町の規模、産業構造などを総合的に考え、なおかつ現地解決型で持つ権限も含めた上で、検討をする必要がある。  | どこまでの権限を持たすかが、現地解決型のポイントであり、一担当者がいて、ある程度お聞きしますというぐらいの感覚では現地解決型とはならない。<br>国の地方制度調査会の答申の中で、基本的には旧町がそれぞれの権限を持ちながら有機的に結びついていくスタイルも良いのではないかと。答申の中で、参考になる部分があれば、検討して見たい。合併によりすべて一体となる必要はなく、多角的なスタイルも考えてはどうか。 |
| 4 | 庁舎の機能のあり方について、住民の利便性を考え、本庁、分庁、支所方式が良いと思う。<br>3カ所の現地解決型を念頭に、住民の利便性を考慮し、本庁、分庁論の中で検討を行っていく必要があると思う。<br>先進地の視察を行い、庁舎の類型、機能について問題点、課題を見つけ出し今後の参考としたい。  |  |
| 5 | 住民の利便性を考えて、庁舎位置、庁舎の方式を考える必要がある。本庁以外は分庁になるのか支所になる訳ですが、本庁舎が無くなる町は心寂しい部分が出てくるので、そこを十分考えながら進んでいかなくてはならない。   |  |
| 6 | みなさんの話を聞いているとある一定の方向性が出てきているような気がする。後は分庁なのか支所なのかといったところだと思っている。   |  |

|    | 庁舎機能（組織）  | 権限  |
|----|---|---|
| 7  | <p>事務所の位置を選定するには大きく分けて2つある。ひとつは3町住民の利便性、あとひとつは合併の理念である行財政運営の効率化と財政基盤の強化にあると思う。分庁方式について、一定の理解はしているが、基本的には窓口が分散するために住民の利便性に問題が残り、恒久的ということになると管理運営上合併の理念に反する。また、分庁方式とすると分庁舎の位置は条例制定しなければならないため、これを将来条例改正するには、相当のエネルギーを必要とする。しかし、住民感情として分庁舎の設置について要望が強いということなら、一つの提案として、条例上は、1本庁、2支所（現地解決型の2支所）として、将来、職員も適正規模となり、本庁舎にそれなりの人員配置が可能となるなどの環境整備が整うまでの当分の間、支所に分庁の機能を持たせる方策がいかかなものかと思う。</p> | <p>現地解決型に対する委員の統一した見解が必要である。どこまでの権限を与え、どのような行政機能を配置することを現地解決型と言うのか、次回具体的な検討・議論が必要である。</p> |
| 8  | <p>各町の機能を停滞させないためにも、現地解決型以上の機能を持った分庁方式というのか、分庁になるのか、支所になるのか決まっていらないが、検討する必要がある。</p>   |   |
| 9  | <p>合併は形だけで、実質的な内容が伴わなくては住民は満足しない。住民サービスが低下してはならない、負担が多くなってはならない。過疎地がさらに過疎地になってはならない。本庁舎がなくなることによる過疎感覚、住民サービスについてマイナスにならない組織を作っていく必要がある。</p>   |   |
| 10 | <p>機能を考える上で、高齢化、過疎化などの住民が不安に思っていることを一番力点におき、まちづくりを考えることが大事なポイントの一つと思う。したがって、まちづくりをベースに置きながらメリハリのある機能分担を考えていかななくてはならない。</p>  |   |
| 11 | <p>いままであった庁舎が支所になることにより、そこに住むものは不安を感じると思う。3町の合併を考えた場合、岩槻町長の言われていることも、もっと考えていく必要がある。</p>   |   |

# 庁舎機能の先進事例

養父市（平成16年4月1日合併予定）

## 1 本庁舎に配置される部局

議会事務局 政策監理部（監査委員事務局を含む）  
 総務部（選挙管理委員会事務局を含む） 市民生活部  
 都市整備部 出納室

本庁機能

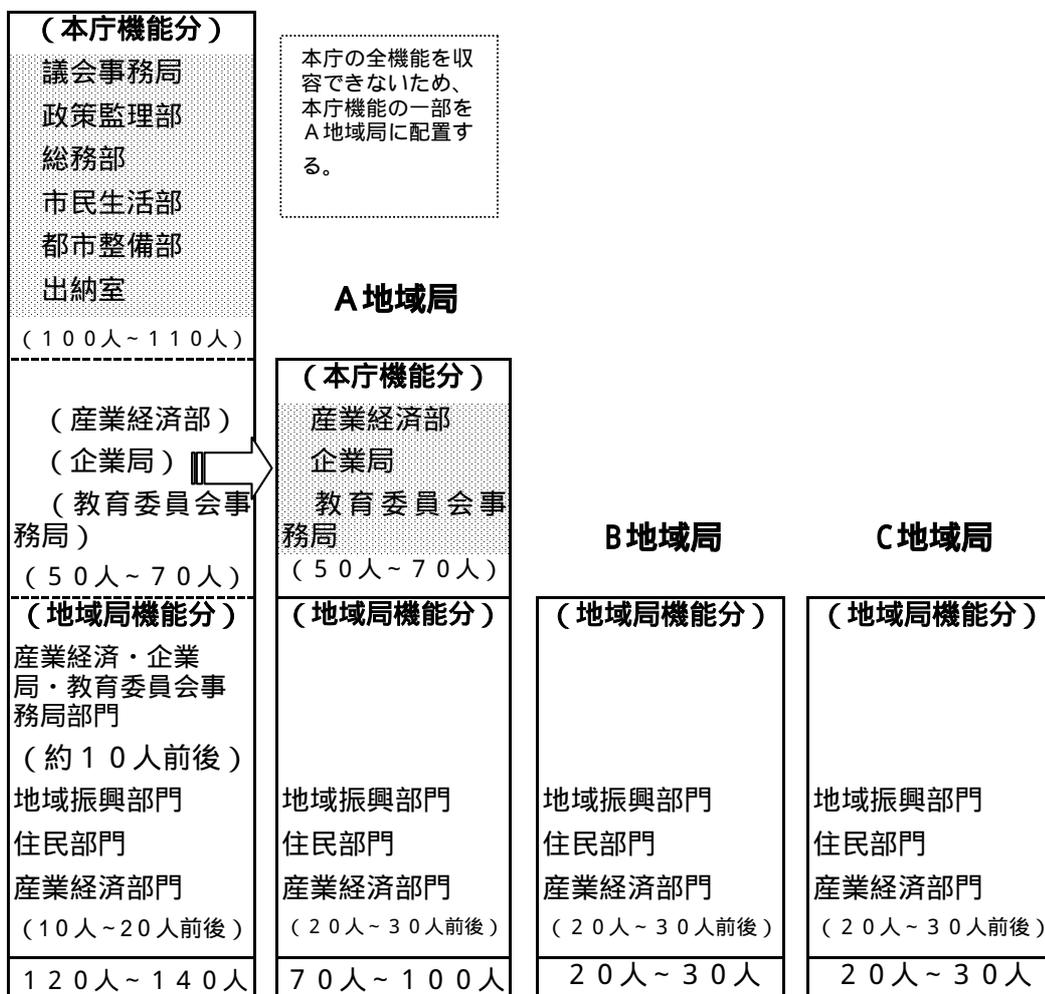
## 2 A地域局に配置する部局

産業経済部（農業委員会事務局を含む） 企業局  
 教育委員会事務局

## 3 事務組織の概念図（職員数は現時点での想定数）

地域局は住民生活に必要な住民サービス業務と地域振興を担う組織とする。  
 産業経済、企業局、教育委員会の3部門をA地域局に配置することにより、  
 空白となる本庁舎には3部門の窓口業務を配置する。

### 本庁舎



京丹後市(峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会)  
平成16年4月1日合併予定

(新市の事務所の位置)

新市の事務所の位置は、京都府中郡峰山町字杉谷889番地とする。  
また、現在の6町の役場は、すべて支所とする。

(特徴的な点)

6町(3郡)の広範な合併であり、産業も地域的な特性があることなどに鑑み、住民の利便性、地域振興面等での庁舎機能を重視し、3町に本部機能を分散する。

6町の庁舎は、それぞれ支所として「市民局」と称し、地域総務課を配置するなど総合的な市民サービス業務を行う。

各町にそれぞれ当分の間、現在の職員の半数程度を配置する。

(機能の配置予定)

| 峰山町<br>13,564人                                    | 大宮町<br>10,805人                                    | 網野町<br>16,056人                                    | 丹後町<br>7,164人                                     | 弥栄町<br>6,132人                                     | 久美浜町<br>12,338人                                   |
|---|---|---|---|---|---|
| 本庁<br>(本部機能)                                      | (本部機能)  | (本部機能)  |   |   |   |
| 総務部<br>企画政策部<br>保健福祉部<br>医療事業部<br>議会事務局           | 農林部<br>生活環境部<br>教育委員会                             | 建設部<br>上下水道部<br>商工観光水産部<br>電算センター                 | 水産課   |   | 農業委員会   |
|   |   |   | 外郭団体<br>社会福祉協議会                                   | 外郭団体<br>シルバー人材センター                                |   |
| 市民局<br>(支所)<br>地域総務課<br>地域福祉課<br>地域事業課<br>教育委員会分室 | 市民局<br>(支所)<br>地域総務課<br>地域福祉課<br>地域事業課<br>教育委員会分室 | 市民局<br>(支所)<br>地域総務課<br>地域福祉課<br>地域事業課<br>教育委員会分室 | 市民局<br>(支所)<br>地域総務課<br>地域福祉課<br>地域事業課<br>教育委員会分室 | 市民局<br>(支所)<br>地域総務課<br>地域福祉課<br>地域事業課<br>教育委員会分室 | 市民局<br>(支所)<br>地域総務課<br>地域福祉課<br>地域事業課<br>教育委員会分室 |

市民局(支所)の業務

市民総合窓口、自治会、市民相談、行政相談、税賦課徴収、管内地域振興、市民活動及びコミュニティ活動推進

東かがわ市(旧白鳥町、引田町、大内町)  
平成15年4月1日合併

(新市の事務所の位置)

新市の事務所の位置は、合併当初は白鳥町湊字水入1847番地1とする。  
ただし、新庁舎の位置は、建設するとした場合、白鳥町湊又は白鳥地内とする。

(機能の配置)

|  |  |   |  |  |
|--|--|---|--|--|
| <p>白鳥町<br/>12,965人</p> <p>本庁<br/>(本部機能)</p> <p>総務部<br/>出納室<br/>議会事務局</p> | <p>引田町<br/>8,635人</p> <p>(本部機能)</p> <p>事業部<br/>経済課<br/>建設課<br/>土地対策室<br/>水道課</p> | <p>大内町<br/>16,160人</p> <p>(本部機能)</p> <p>市民部<br/>市民生活課<br/>福祉課<br/>保健課<br/>教育委員会</p> |  |  |
| <p>窓口センター<br/>10人<br/>戸籍・税務窓口<br/>保健・福祉窓口<br/>各種申請窓口</p>                 | <p>福栄出張所<br/>(白鳥町)<br/>2人<br/>各種証明発行窓口</p>                                       | <p>五色出張所<br/>(白鳥町)<br/>2人<br/>各種証明発行窓口</p>  | <p>窓口センター<br/>10人<br/>戸籍・税務窓口<br/>保健・福祉窓口<br/>各種申請窓口</p> | <p>窓口センター<br/>10人<br/>戸籍・税務窓口<br/>保健・福祉窓口<br/>各種申請窓口</p> |

窓口センターの業務

総合窓口、本課との連絡調整

## 支所機能（現地解決型の事務所）検討素案

住民生活に密着した業務については、わざわざ本庁に出向かなくとも支所で解決することができ、その地域特有の課題を解決するとともに地域振興を図ることができる現地解決型の事務所を設置する。また、現地解決型の総合的な機能・権限によって支所の主体性を発揮することを通じて、地域の実情に応じたきめ細かな事業・施策を展開する。

- 1 現地解決型の支所システムを構築するため、支所長には課長級以上（部長制を取り入れた場合は部長）の職員を配置し、次のような権限及び機能を付与するものとする。

支所長の権限は課長級（部長制を取り入れた場合は部長）程度の範囲とする。

一定規模までの事業に係る予算執行権限を付与する。

自然災害、火災等緊急時には即応できるよう一定の権限を付与する。

本庁からの権限移譲による許認可事務の処理

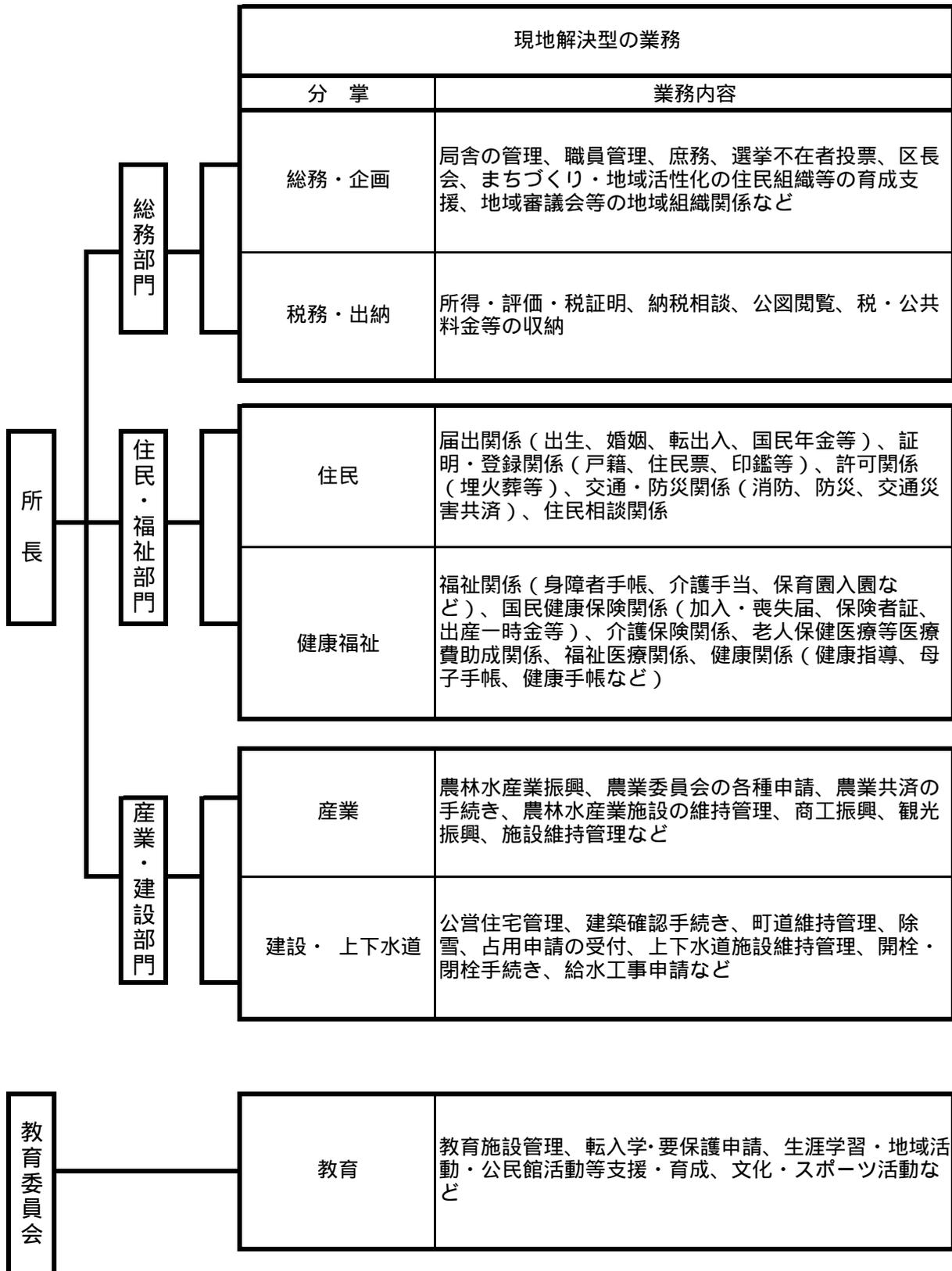
- 2 住民に対する役割

地域審議会が設置された場合は、その事務を担当する。

陳情、要望の処理

旧役場スペースを活用した住民活動の支援

合併後の現地解決型機能と組織・業務のイメージ図（素案）



## 参 考

### 3町の決裁規程の比較(予算執行関係)

#### 助役の専決事項

| 項目           | 美方町                   | 村岡町  | 香住町                           |
|--------------|-----------------------|--|-------------------------------|
| 契約等(工事、業務委託) | 10万円以上                | 300万円以上1千万円未満                                    | 100万円以上500万円未満                |
| 支出負担行為・支出命令  | 10万円以上                | 300万円以上1千万円未満<br>(負担金補助及び交付金、補償金は100万円以上300万円未満) | 100万円以上500万円未満                |
| 流用           | -                     | -  | 30万円以上50万円未満                  |
| 歳入調定         | 50万円以上                | 300万円以上1千万円未満                                    | -                             |
| その他          | 物品及び公有財産の購入<br>10万円以上 | 物品及び公有財産の購入<br>300万円以上700万円未満                    | 物品及び公有財産の購入<br>100万円以上500万円未満 |

#### 課長の専決事項

| 項目           | 美方町    | 村岡町                                       | 香住町   |
|--------------|--------|---|---|
| 契約等(工事、業務委託) | 10万円未満 | 300万円未満                                   | 100万円未満   |
| 支出負担行為・支出命令  | 10万円未満 | 30万円以上300万円未満<br>(負担金補助及び交付金、補償金は100万円未満) | 100万円未満<br>(支出命令・支出負担行為兼支出命令については30万円以上100万円未満) |
| 流用           | 節内流用   | -   | 30万円未満(財政担当課長)                                  |
| 歳入調定         | 50万円未満 | 300万円未満                                   | 30万円以上  |

職員の現況と合併後の現地解決型業務の従事職員数の想定

1 平成15年4月1日現在で各町に勤務している職員数(特別職を除く)

(単位：人)

| 区分  | 本庁   |      |     |      |     | 出先   |      |     |      |     | 合計  | 出先の内容(保育所、幼稚園、小・中学校、給食センター、診療所、福祉センター、在宅介護支援センター、公民館など各町に共通しているものの他、次の施設があります。) |
|-----|------|------|-----|------|-----|------|------|-----|------|-----|-----|---|
|     | 事務職等 | 嘱託職員 | 小計  | 臨時職員 | 計   | 事務職等 | 嘱託職員 | 小計  | 臨時職員 | 計   |     |   |
| 美方町 | 44   | 6    | 50  | 15   | 65  | 8    | 17   | 25  | 8    | 33  | 98  | 物産館6人、おじろん6人他   |
| 村岡町 | 79   | 3    | 82  | 15   | 97  | 28   | 18   | 46  | 26   | 72  | 169 | 村岡自然ふる里村10人、子育て・子育て支援センター3人他  |
| 香住町 | 98   | 5    | 103 | 13   | 116 | 145  | 50   | 195 | 62   | 257 | 373 | 病院125人、海の文化館6人他   |
| 計   | 221  | 14   | 235 | 43   | 278 | 181  | 85   | 266 | 96   | 362 | 640 |   |

2 平成15年4月1日現在で各町の本庁に勤務している部門別職員数(臨時職員を除く。)

(単位：人)

| 区分  | 大区分 | 議会 | 総務部門 |    |    |    | 住民・福祉 |      | 産業・建設 |    |     |     | 教育委員会 |      | 計   |
|-----|-----|----|------|----|----|----|-------|------|-------|----|-----|-----|-------|------|-----|
|     |     |    | 総務   | 企画 | 税務 | 出納 | 住民    | 健康福祉 | 産業    | 建設 | 上水道 | 下水道 | 学校教育  | 社会教育 |     |
| 美方町 |     | 2  | 5    | 2  | 3  | 1  | 3     | 7    | 11    | 6  | 1   | 2   | 2     | 5    | 50  |
| 村岡町 |     | 2  | 9    | 4  | 5  | 1  | 7     | 12   | 17    | 9  | 2   | 7   | 4     | 3    | 82  |
| 香住町 |     | 2  | 10   | 7  | 8  | 3  | 9     | 14   | 9     | 11 | 10  | 11  | 5     | 4    | 103 |
| 計   |     | 6  | 24   | 13 | 16 | 5  | 19    | 33   | 37    | 26 | 13  | 20  | 11    | 12   | 235 |

香住町の社会教育課、水道事業所、下水道課は別館で業務を行っているが、美方町、村岡町と同じ基準とするため本庁扱いとする。

3 現地解決型業務に必要な職員配置数の想定

| 区分  | 必要な職員数の範囲  |
|-----|------------|
| 美方町 | 25～35人前後   |
| 村岡町 | 45～55人前後   |
| 香住町 | 55～65人前後   |
| 計   | 125～155人前後 |

3町(美方町・村岡町・香住町)の平成17年度から10か年の退職者数調べ

平成16年1月26日調べ

| 年<br>度 | 美方町 |   |   |   |   |    | 村岡町 |   |   |   |   |    | 香住町 |    |   |   |    |    | 3町合計 |    |   |   |    |     |
|--------|-----|---|---|---|---|----|-----|---|---|---|---|----|-----|----|---|---|----|----|------|----|---|---|----|-----|
|        | 1   | 2 | 3 | 4 | 5 | 計  | 1   | 2 | 3 | 4 | 5 | 計  | 1   | 2  | 3 | 4 | 5  | 計  | 1    | 2  | 3 | 4 | 5  | 計   |
| 17     | 1   | 0 | 0 | 0 | 0 | 1  | 1   | 0 | 0 | 0 | 2 | 3  | 4   | 1  | 0 | 0 | 0  | 5  | 6    | 1  | 0 | 0 | 2  | 9   |
| 18     | 1   | 0 | 0 | 0 | 1 | 2  | 1   | 0 | 0 | 0 | 0 | 1  | 1   | 2  | 0 | 0 | 3  | 6  | 3    | 2  | 0 | 0 | 4  | 9   |
| 19     | 2   | 0 | 0 | 0 | 0 | 2  | 0   | 0 | 0 | 0 | 1 | 1  | 1   | 2  | 0 | 0 | 2  | 5  | 3    | 2  | 0 | 0 | 3  | 8   |
| 20     | 1   | 0 | 0 | 0 | 0 | 1  | 3   | 0 | 0 | 0 | 0 | 3  | 0   | 3  | 0 | 0 | 0  | 3  | 4    | 3  | 0 | 0 | 0  | 7   |
| 21     | 1   | 0 | 0 | 0 | 0 | 1  | 1   | 0 | 0 | 0 | 0 | 1  | 3   | 2  | 0 | 1 | 0  | 6  | 5    | 2  | 0 | 1 | 0  | 8   |
| 22     | 1   | 0 | 0 | 0 | 0 | 1  | 1   | 0 | 0 | 1 | 0 | 2  | 2   | 4  | 0 | 0 | 3  | 9  | 4    | 4  | 0 | 1 | 3  | 12  |
| 23     | 1   | 1 | 0 | 0 | 0 | 2  | 2   | 1 | 0 | 2 | 0 | 5  | 3   | 4  | 0 | 0 | 2  | 9  | 6    | 6  | 0 | 2 | 2  | 16  |
| 24     | 0   | 0 | 0 | 0 | 0 | 0  | 7   | 0 | 0 | 0 | 0 | 7  | 3   | 3  | 0 | 0 | 1  | 7  | 10   | 3  | 0 | 0 | 1  | 14  |
| 25     | 2   | 0 | 0 | 0 | 0 | 2  | 4   | 0 | 0 | 0 | 1 | 5  | 3   | 1  | 0 | 0 | 3  | 7  | 9    | 1  | 0 | 0 | 4  | 14  |
| 26     | 1   | 0 | 0 | 0 | 1 | 2  | 3   | 1 | 0 | 0 | 0 | 4  | 3   | 1  | 0 | 1 | 1  | 6  | 7    | 2  | 0 | 1 | 2  | 12  |
| 計      | 11  | 1 | 0 | 0 | 2 | 14 | 23  | 2 | 0 | 3 | 4 | 32 | 23  | 23 | 0 | 2 | 15 | 63 | 57   | 26 | 0 | 5 | 21 | 109 |

区分

- 1 一般事務職
- 2 看護、保健、医療職
- 3 保育職
- 4 幼稚園職
- 5 技能労務職